

# 一心苑デイサービスセンター 利用料金

## ■通所介護利用料（日額）

令和3年8月1日改定

サービス提供時間：9時00分から16時15分（7時間以上8時間未満）

要介護状態区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用料金		6,550円	7,730円	8,960円	10,180円	11,420円
加算料金	入浴介助加算（Ⅰ）	400円				
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円				
計		7,170円	8,350円	9,580円	10,800円	12,040円
1割負担	うち、介護保険等から給付される金額	6,453円	7,515円	8,622円	9,720円	10,836円
	サービス利用にかかる自己負担額	717円	835円	958円	1,080円	1,204円
2割負担	うち、介護保険等から給付される金額	5,736円	6,680円	7,664円	8,640円	9,632円
	サービス利用にかかる自己負担額	1,434円	1,670円	1,916円	2,160円	2,408円
3割負担	うち、介護保険等から給付される金額	5,019円	5,845円	6,706円	7,560円	8,428円
	サービス利用にかかる自己負担額	2,151円	2,505円	2,874円	3,240円	3,612円

注1）基準利用料金は、サービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合の利用料金となります。サービス提供時間を短縮又は延長された場合は、基準利用料金の増減があります。9時間以上の利用延長には対応できません。

注2）シニアホームかなんに居住される方は送迎を行わないため、上記の基準利用料金から1日につき940円（2割負担：1,880円、3割負担：2,820円）が減額されます。

注3）シニアホームかなんに居住される方が、通所介護サービスの提供中に、昼寝等の目的でいったん自室に戻り、その後再び通所介護サービスの提供を受けた場合は、シニアホームかなんに戻られた間の時間を除いた分を、1日のサービス提供時間とします。

注4）「若年性認知症利用者受入加算」として、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、1日につき60円（2割負担：120円、3割負担：180円）が加算されます。

注5）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

注6）基準利用料金には、新型コロナウイルス感染症によるかかり増し経費として、令和3年9月末日までのご利用分に0.1%の料金が上乘せされます。

注7）基準利用料金と加算料金の月額合計には、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として、5.9%、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として1.2%の料金が加算されます。

■通所介護相当サービス利用料（月額）

令和3年4月1日改定

要支援状態等区分		要支援1 (通所型サービス1)	要支援2 (通所型サービス2)
基準利用料金		16,720円	34,280円
サービス提供体制強化加算（I）		880円	1,760円
計		17,600円	36,040円
1割負担	うち、介護保険から給付される金額	15,840円	32,436円
	サービス利用にかかる自己負担額	1,760円	3,604円
2割負担	うち、介護保険から給付される金額	14,080円	28,832円
	サービス利用にかかる自己負担額	3,520円	7,208円
3割負担	うち、介護保険から給付される金額	12,320円	25,228円
	サービス利用にかかる自己負担額	5,280円	10,812円

注1）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

注2）シニアホームかなんに居住される方は、送迎を行わないため、基準利用料金から要支援1で376円（2割負担:752円、3割負担:1,128円）、要支援2で752円（2割負担:1,504円、3割負担:2,256円）が、利用料金の月額から減額されます。

注3）「若年性認知症利用者受入加算」として、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、上記の自己負担額に1か月につき240円（2割負担:480円、3割負担:720円）が加算されます。

注4）基準利用料金は月毎の定額制となっていますが、月の途中で要支援度の区分変更や、利用されるサービスの変更等が生じた場合等は、日割り計算を行います。

注5）基準利用料金には、新型コロナウイルス感染症によるかかり増し経費として、令和3年9月末日までのご利用分に0.1%の料金が上乗せされます。

注6）基準利用料金と加算料金の月額合計には、「介護職員処遇改善加算（I）」として5.9%、「介護職員等特定処遇改善加算（I）」として1.2%の料金が加算されます。